

令和2年4月23日

保護者の皆様へ

志布志市教育委員会

緊急事態宣言を踏まえた児童生徒等の県外への旅行等の
自粛とその対応について（お知らせ）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県も緊急事態宣言の対象区域とされたことを受け、知事から各学校に対して臨時休業についての要請があり、本市においても令和2年4月22日（水）から5月6日（水）までの間、一斉臨時休業を行うこととしたところです。

また、県においては、県民に対して、「都道府県をまたいで移動することはできるだけ避ける」ことや「特定警戒都道府県に滞在したことがある方の来県後2週間の外出自粛」等を求めているところです。

つきましては、学校等での集団感染防止を徹底するため、一斉臨時休業期間中における児童生徒の県外（都城市、串間市、三股町は除く）への旅行等の自粛やその対応については、下記のとおりといたしますので、保護者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

記

- 1 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで移動することはできる限り避けるようにお願いします。
- 2 保護者同伴での旅行も含め、やむを得ず児童生徒が県外等への旅行等を行う場合は、保護者から学校に電話連絡等で届出をしてください。
- 3 保護者同伴での旅行も含め、やむを得ず児童生徒が県外等への旅行等を行った場合は、下記の対応とします。
 - (1) 帰県後は起算して2週間は登校しないこと。（学校再開後だけでなく、放課後児童クラブや学校受け入れ、校庭開放等も含めて、利用を控えること。）
 - (2) 日常生活においてもマスク着用、手洗い、咳エチケット等を徹底すること。
 - (3) 発熱等風邪の症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターへ相談すること。
- 4 児童生徒以外の同居の家族で、県外を訪問したり、県外から帰省した方がいる場合には、学校にも可能なかぎり連絡をお願いします。（毎朝の「体温のチェック表」の提出や家庭と連携した健康観察等で、体温に問題がなければ、児童生徒の登校は可能ですが、学校等での体調管理をより丁寧に行うことで、集団感染防止の徹底を図ります）